

愛知県ファミリーシップ宣誓制度について

1 愛知県ファミリーシップ宣誓制度の内容

(1) 趣旨

愛知県人権尊重の社会づくり条例 第 15 条に規定する「性的指向及び性自認の多様性の理解の増進」を図り、同条例の理念である「多様性を認め合い、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくり」の実現に向けた取組の一助として実施するもの。

(2) 制度概要

様々な事情により婚姻することができない、互いを人生のパートナーとして認め合う二人及びその子を始めとした近親者等が、家族と約した関係であることを宣誓し、県がその宣誓を受理したことを証明する制度。

<制度の特徴>

- ・対象者は、パートナー（同性・異性を問わない）及びその子を始めとした近親者（三親等内）
 - ・宣誓方法は、対面での宣誓に加え、オンライン宣誓も可能
 - ・宣誓者には、A4 サイズ及びカード型の受理証明書を発行
 - ・安心して宣誓いただけるよう、事前調整の上、宣誓場所は個室等で対応
- ※ 本制度は、県が要綱に基づき独自に実施するもので、法律婚と異なり、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではない。

<表面>

<裏面（近親者等の氏名を記載する場合の例）>

(3) 宣誓要件

次のいずれにも該当するパートナーシップにある者は、宣誓することができる。

- ・成年に達していること
- ・いずれか一方が県内に住所を有し、又は県内への転入を予定していること
- ・双方に配偶者（事実婚を含む）がないこと（ただし、宣誓者同士が事実婚の場合は対象）
- ・双方が他の者とパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと
- ・双方が民法に規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係（近親者等）にないこと（ただし、宣誓者同士がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合は対象）

2 制度開始日

2024 年 4 月 1 日（月）

3 宣誓手続きの流れ

(1) 予約の申込

宣誓者は予約申込を行い、県人権推進課と宣誓日時等を調整

※ 本制度専用メールアドレスで連絡調整を行う。

(2) 宣誓当日

ア 対面の場合

- ・宣誓者は、決定した日時・集合場所に、必要書類を持って来庁
- ・宣誓場所は、原則、県庁舎の個室で対応

イ オンラインの場合

- ・宣誓者は、決定した日時に、Web 会議システム（Teams）で参加（県から Web 会議システムの参加 URL を送付）
- ・オンラインの場合、必要書類は、宣誓日前に、県へ郵送

(3) 受理証明書等の交付

審査の上、「ファミリーシップ宣誓書受理証明書」及び「ファミリーシップ宣誓書受理証明カード」を宣誓者へ郵送。

4 制度利用者が活用できる行政サービス等

- ・制度利用者は、受理証明書の提示等により、県の行政サービス等を活用できるようになる他、県内市町村の行政サービス等で活用できるものがある。（県及び市町村の行政サービス等を相互の制度で活用できるよう、県内市町村との連携・協力を行う。）
 - ・対象となるサービス等は、運用開始後も、拡充に努め、県人権推進課 Web ページに最新情報を掲載。
- ※ 行政サービス等の活用にあたっては、受理証明書等の提示の他、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要がある。

5 今後のスケジュール

2024 年 3 月 記者発表（制度開始）、県行政サービス等の公表

4 月 ファミリーシップ制度運用開始

制度の周知、ポスターやリフレット等啓発資材の作成・配布 等